平成２５年（フ）第９３号
滋賀県近江八幡市日吉野町613番地４、前住所京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐104号
債務者　前山　武彦
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日比野貴子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８７８号
仙台市若林区一本杉町18番12号
債務者　小松　　進
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高田　英典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
山梨県北杜市高根町村山東割817番地
債務者　藤原　徳光
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　厚博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
山梨県北杜市高根町村山東割817番地
債務者　藤原　康江
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　厚博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
三重県津市稲葉町2386番地109
債務者　荒木　敏明
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８２５号
大阪市住吉区沢之町２丁目３番25号
債務者　稲田工務店こと　稲田　満義
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目７番22号　アート・メゾン播磨Ⅱ403号
債務者　尾形　　稔
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１３号
大阪府東大阪市川田２丁目24番５号　レオパレス愛307号、前住所兵庫県芦屋市東芦屋町16番10号
債務者　江藤　繁雄
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　柾文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６９号
大阪府吹田市上山手町30番13―601号、前住所大阪府吹田市原町３丁目26番１―301号
債務者　東川　和信
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　英倫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７号
愛媛県松山市東方町甲2324番地２
債務者　村上　義継
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　亮二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
山形県新庄市下金沢町４番６号
債務者　柿崎　善郎
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　一馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１８２４号
大阪府三島郡島本町山崎１丁目２番７号
債務者　山口　利之
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０３８号
大阪府寝屋川市明徳２丁目９番15―206号
債務者　熊本　敬三
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赫　　高規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１９号
大阪市住之江区安立１丁目７番２号
債務者　伊藤美佐子
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５号
長野県上伊那郡中川村片桐216番地の１
債務者　宮﨑　拓也
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１４号
長崎県五島市武家屋敷３丁目４番26号、住民票上の前住所長崎県五島市富江町岳709番地２
債務者　松脇　直樹
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第１８１号
函館市川原町17番12号　オランダ館210号
債務者　加藤　良典
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
函館市美原３丁目51番14号　タック美原102
債務者　上島　貴幸
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
函館地方裁判所